

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等の訂正表(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
108	入札説明書	26	8	15.②ウ.a債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結	本件工事費等(設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額)	本件工事費等(設計費、建設工事費及び工事監理費並びに解体撤去費の合計額)
109	入札説明書	26	26	16.(3)その他	—	なお、入札者(入札参加者の代表企業)又はその代理人以外の者が入札に立ち会うことはできない。
110	(資料-1)事業契約書(案)	38	28	第88条第3項	3 次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者は、国の請求に基づき、前項に規定する契約解除時点から当初の事業終了時点までに收受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の10分の1に相当する額のほか、契約解除時点から当初の事業終了時点までに收受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の10分の1に相当する額を違約金として、国の指定する期間内に支払わなければならない。	3 次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者は、国の請求に基づき、前項に規定する契約解除時点から当初の事業終了時点までに收受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の10分の1に相当する額のほか、契約解除時点から当初の事業終了時点までに收受予定であった維持管理・運営費及びその他の費用の残額の100分の5に相当する額を違約金として、国の指定する期間内に支払わなければならない。
111	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	3	7	第1.2表1. 事業費の内訳	施設整備業務に係る以下の費用： 埋蔵文化財調査費用 設計費(必要な調査費用を含む。)	施設整備業務に係る以下の費用： 設計費(埋蔵文化財調査費用等、必要な調査費用を含む。)
112	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	5	19	第2.3.(1)②施設費	—	なお、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第3条に基づき、各回の支払を均等とした際の端数はすべて第1回支払額に合算する。
113	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	6	29	第2.3.(1)③割賦手数料	—	事業者は、金利確定日に上記算定方法に従い基準金利を算定し、国に算定結果を提出し、国の確認を受ける。国は、当該手続により確定した基準金利を事業者に通知する。なお、
114	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	7	14	第2.3.(2)①維持管理運営費	—	国と事業者との協議内容を踏まえ、変更事業契約を締結した上で、事業者はレイアウト変更対応業務を実施する。当該年度に実施したレイアウト変更対応業務費は、翌年度の4月30日までに一括して支払う。
115	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	7	26	第2.3.(2)③維持管理費・運営費・その他の費用にかかる消費税等	—	なお、第1.2.の表に定める支払区分別の対価毎に、支払期ごとの消費税等(消費税及び地方消費税)を算定するにあたり、それぞれ1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、入札にあたっての消費税等(消費税及び地方消費税)の差額として生じた端数は、すべて第1回支払額に合算する。
116	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	7	33	第2.3.(3)1円未満端数の取扱	国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第3条に基づき、	国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)第2条に基づき、
117	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	8	5	第2.4.事業費の減額措置	業績等の監視及び改善要求措置要領(案)(資料-1-2)	業績等の監視及び改善要求措置要領(資料-1-2)
118	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	8	12	第3 入札価格及び落札価格との関係	—	なお、「入札説明書13. 入札方法等」の(5)に記載した維持管理・運営費、その他の費用に係る予算額は、予定価格を示すものではないことに留意すること。
119	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	8	18	第4 事業費の内訳の算定	各段階において精査し、本施設の引渡予定日が属する年度の4月1日までに 確定するものとする。	各段階において精査し、金利確定日に確定するものとする。
120	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	8	19	第4 事業費の内訳の算定	本施設の引渡予定日が属する年度の4月1日に、事業者は事業費についてその内訳の算定を行うものとし、	金利確定日に、事業者は事業費についてその内訳の算定を行うものとし、国の確認を受ける。
121	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	9	10	第5.1基本的考え方	—	また、改定の結果、1円未満の端数が生じた場合は、第2.3.(3)による処理を行う。
122	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	10	4	第5.3.④改定方法	前回改定時の指標をみなす。	前回改定時の指標とみなす。
123	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	10	21	第5.3.④2)改定率及び計算方法	2)計算方法	2)改定率及び計算方法

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等の訂正表(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
124	(資料-1-3)事業費の算定及び支払い方法	14	25	別紙2(6) 支払方法に応じたクーポンレート(基準金利)の算定	—	なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
125	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	14	21	第3節_2.(2)	敷地内に整備する施設は新庁舎のみとし、自転車置場や門衛所、ポンプ室などの独立した附属屋は計画しないこと。	敷地内に整備する施設は新庁舎のみとし、自転車置場や門衛所、ポンプ室などの独立した附属屋は計画しないこと。あわせて、設備機器類は屋外に設置しないこと。
126	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	28	23	第4節_3.(3)_e.(b) テロ・不法侵入に対する建物の対応	敷地外周部は、必要に応じて境界近辺での車・人の敷地への進入の規制ができるよう、フェンス等の仕切り、人的警備及びセンサー、監視カメラ等の機械的警備による段階的なセキュリティが可能な計画とする。	敷地外周部は、必要に応じて境界近辺での車・人の敷地への進入の規制ができるよう、人的警備及びセンサー、監視カメラ等の機械的警備による段階的なセキュリティが可能な計画とする。
127	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	36	4	第5節_1.(6)_e.(c)	書架、物品棚、収納棚、AVキャビネット等は、床又は壁に固定するなどの転倒防止策を講ずる。	【添付資料4-13】「附帯設備等に係る要求水準」に示す附帯設備のうち、書架、物品棚、収納棚、AVキャビネット等は、床又は壁に固定するなどの転倒防止策を講ずる。
128	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	39	39	第5節_1.(8)_c.(a)	入居官署の情報を掲示できる掲示板を、玄関ホール及び各階・各官署の事務室主出入口付近に設置する。	入居官署の情報を掲示できる掲示板を、玄関ホール及び各階・各官署・各局の事務室主出入口付近に設置する。
129	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	41	10	第5節_1.(12)_a.(c) 外構	経年変化、劣化、退色及び極度の汚染等がない計画とする。	著しい経年変化、劣化、退色及び汚染等がない計画とする。
130	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	44	1	第5節_2.(1)電気設備_a.(k)	(k) 既存システムと接続する際に、既存システムの改造・改修が必要となる場合は、それを含めて整備する。	(削除)
131	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	45	8	第5節_2.(1)電気設備_b.(p)	検診車駐車スペースの近傍に専用2回路のコンセント(鍵付ボックスに収納)を設置し、変換プラグ及びコードを備える。	検診車駐車スペースの近傍に専用2回路のコンセント(单相100Vと三相200V、鍵付ボックスに収納)を検診車両ごとに備える。
132	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	46	5	第5節_2.(1)電気設備_c.(j)	移動電源車(外部発電車)等からの電源供給が可能な電源システムとする。	移動電源車(外部発電車)等からの電源供給が可能な電源システムとする。対象負荷は、低圧220V三相300kVA(力率80%)相当まで供給が可能なものを接続できるものとし、低圧配電盤ブレーカーによる電源車への切替は自動(中央監視制御等からの遠隔での半自動切替え)とし、詳細は事業者の提案による。
133	(資料-2)業務要求水準書 第4章 施設整備	65	40	第6節_4.(19)_a完成写真	事業者は、本施設の完成写真を撮影することとし、工事完了時に提出する。	事業者は、本施設の完成写真を撮影することとし、完成図と同時に提出する。
134	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	73	10	第5章_第1節_5.(3)_d.(a)_長期修繕計画書	事業者は、大規模修繕を含む事業期間中の本施設それぞれの長期修繕計画を作成し、国に提出して確認を受ける。	事業者は、大規模修繕を含む事業期間中の本施設の長期修繕計画を作成し、国に提出して確認を受ける。
135	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	73	31	第1節_5.(3)_e.(c)	(c) 本業務において常時駐在する業務従事者(清掃業務の業務従事者を除く。)は「火災予防条例」の定める自衛消防活動中核要員を兼任する。ただし、自衛消防活動中核要員を兼任する業務従事者が「火災予防条例」で定める自衛消防活動中核要員の定数に満たない場合は、国が充足に要する人員を国の中から選出する。	(削除)
136	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	74	4	第1節_5.(3)_g地球温暖化対策計画書等	事業者は、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成15年名古屋条例第15号)」に定める排出概況確認書、地球温暖化対策計画書及び排出状況報告書等の書類を作成し、市に提出して確認を受ける。なお、書類作成に必要な第三者機関による検証は事業者負担とする。	事業者は、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成15年名古屋条例第15号)」に定める排出概況確認書、地球温暖化対策計画書及び排出状況報告書等の書類を作成し、市に提出して確認を受ける。
137	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	74	26	第1節_5.(4)報告書の作成、提出等 福利厚生サービス提供業務に係る売り上げ月計表等	各月を対象とし、各期末の翌日から起算して5開庁日以内	各月を対象とし、1年分を年度末の翌日から起算して5開庁日以内
138	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	79	36	1.(1)_d	国の要請に応じて内線の増加及び変更を伴わない電話機の移動及び増設を伴わないフロアコンセントの移動を行う。(内線のサービスクラス、内線番号などの変更を含む。)	(削除)

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等の訂正表(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
139	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	83	9	6	(2)サイン変更に係る要求水準 室名に変更が生じた場合は、サインの室名変更(英語表記を含む。)を行う。仮設により対応を行う場合は、改めて当該サインを本設置する。サインの室名変更の参考資料として【参考資料5-2】「室名変更・電話機及びフロアコンセント移動頻度」を示す。	(2)サイン等の変更に係る要求水準 a. 室名に変更が生じた場合は、サインの室名変更(英語表記を含む。)を行う。仮設により対応を行う場合は、改めて当該サインを本設置する。サインの室名変更の参考資料として【参考資料5-2】「室名変更・電話機及びフロアコンセント移動頻度」を示す。 b. 国の要請に応じて内線の増加及び変更を伴わない電話機の移動及び増設を伴わないフロアコンセントの移動を行う。(内線のサービスクラス、内線番号などの変更を含む。)
140	(資料-2)業務要求水準書 第5章 維持管理・運営	85	15	第3節_3.(1).c.(b) たばこ及び種類の販売	売店運営業務及び自動販売機運営業務において、たばこ及び酒類の販売は行わないこと。	売店運営業務及び自動販売機運営業務において酒類の販売は行わないこと。また、たばこの販売は売店運営業務のみとし、自動販売機運営業務においては行わないこと。
141	(添付4-2)各室性能表	2		共用部分_給湯室	ガス設備 「一:不要」	ガス設備 「G:給湯以外のガス設備」
142	(添付4-2)各室性能表	2		共用部分_自販機置場	—	給排水:「G:ウォータークーラー」
143	(添付4-2)各室性能表	5		東海農政局_医務室	換気設備「一:不要」、給排水「一:不要」、ガス設備「A」	換気設備「C」、給排水「F:給湯器」、ガス設備「H:給湯器」
144	(添付4-2-2)各室性能表 共通:仕上仕様凡例			EPS、PS、SK	壁:打放し仕上げB種	壁:打放し仕上げB種又は右こうボード塗装なし
145	(添付4-2-7)各室性能表 機械:各室性能表凡例			空調設備	B: コンピューター室等、機器の発熱に対応する空調	B: コンピューター室等、機器の発熱に対応する空調 (機器の発熱負荷は、消費電力に負荷率(≒0.6)を乗じた値とする。)
146	(添付4-2-7)各室性能表 機械:各室性能表凡例			衛生器具・給排水関係	—	E: 洗濯機用給排水設備、F: 給湯器、G: ウォータークーラー(追加)
147	(添付4-2-7)各室性能表 機械:各室性能表凡例			ガス	—	H: 給湯器
148	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項			東海農政局 総務課	総務課内に金庫 H1,030×W630×D450を設置できるように計画する。	(削除)
149	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項			中部経済産業局 情報処理対策室	監視カメラを設置し、総務課に監視モニターを設置する。	監視カメラを設置し、総務課に本体装置、記録媒体、監視モニターを設置する。
150	(添付4-5)主要諸室の性能特記事項			中部経済産業局 サーバー室	OAフロア高さを300mm以上とし、執務室より床レベルを上げる場合は、入口にスロープを設ける。	OAフロア高さは300mm以上とする。

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等の訂正表(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
151	(添付4-11)建設工事に関する留意事項				—	<p>II. 建設キャリアアップシステムの活用について</p> <p>(a)本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の活用を図るため、事業者が工事着手前に国に対してCCUSの活用に取り組む旨を協議したうえで、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定する試行工事である。事業者は、工事着手前にCCUSの活用の取組の希望の有無及び対象工事の範囲(解体工事、建築工事(新築)、電気設備工事、暖冷房衛生工事等)を国に報告するものとする。CCUSの活用の取組を希望しない事業者は、(b)、(d)、(e)に規定する義務を負わない。</p> <p>(b)事業者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。なお、CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料(カードタッチ費用)は事業者の負担とする。</p> <p>(c)本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請企業:建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。 ・技能者:下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。 ・CCUS登録事業者:下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。 ・CCUS登録技能者:技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。 ・登録事業者率:CCUS登録事業者の数/下請企業の数 ・登録技能者率:CCUS登録技能者の数/技能者の数 ・就業履歴蓄積率:建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数/工事現場へ入場した技能者の数 ・平均登録事業者率:(d)に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値 ・平均登録技能者率:(d)に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値 ・平均就業履歴蓄積率:(d)に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値 <p>(d)事業者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、対象工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測(当該計測した日を以下「計測日」という。)し、国に報告する。具体的な計測日は、事業者と国との協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、事業者と国との協議の上で変更することができる。</p> <p>(e)事業者は、本工事中間において、平均登録事業者率50%、平均登録技能者率30%、平均就業履歴蓄積率20%のいずれかが未達成の場合は、未達成の項目、要因及び改善策を工事完了後14日以内に国に報告すること。</p>
152	(添付5-9)警備業務に係る要求水準	1	8	業務従事者の要件	常勤警備2級 施設警備検定1級	施設警備業務検定2級 施設警備業務検定1級
153	(添付5-10)庁舎運用業務に係る要求水準			共用部品の管理	開庁日の開庁時間帯において、共用部品の借用・返却の対応を行う。	開庁日の開庁時間帯において、共用部品の借用・返却の対応を行う。対象の備品は、行政情報ブラウザで使用する衝立、パンフレットスタンド、催し物案内板とする。
154	(添付5-10)庁舎運用業務に係る要求水準			駐輪スペースの管理	地下1階に設ける駐輪スペースに、職員が通勤するバイクを置く場合は事前許可制とし、その管理を行う。	地下1階に設ける駐輪スペースに、職員が通勤するバイクを置く場合は事前許可制とし、事前登録された車両ナンバーによりその管理を行う。なお、通勤用バイク置場の使用許可は国が行う。
155	(添付5-11)共用部品の調達・管理に係る要求水準				自販機置場(リフレッシュコーナー)。ウォータークーラー(自動うがい器付き)	自販機置場(リフレッシュコーナー)。(削除)
156	(添付5-11)共用部品の調達・管理に係る要求水準				計画数	適宜
157	(添付5-11)共用部品の調達・管理に係る要求水準			守衛室・中央監視室	操作卓相当分を含む	(削除)
158	(参考4-8)発電回路接続機器一覧			1. 東海農政局	—	(一覧表を追加。質問回答No.295の別紙1を参照ください。)
159	(参考4-8)発電回路接続機器一覧			2. 経済産業局	—	(サーバー室)サーバー機器:消費電力 計30kW
160	(参考5-3)日常清掃及び定期清掃の例			福利構成サービス諸室	喫食スペース・売店欄	(削除)
161	(資料-3)提案書類の記載要領	30	6	C:維持管理・運営に関する提出書類	<様式番号C-3;添付①、枚数:計1枚>	<様式番号C-3;添付①、枚数:計2枚>
162	(資料-3)提案書類の記載要領			様式番号B-6-16	各室面積表	建設工事費等(参考)

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業 入札説明書・同添付資料等の訂正表(第2回)

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
163	(資料-3)提案書類の記載要領	8	30	第1.5.(2)事業提案に関する提出書類	使用する様式は共通様式(Excelファイル)とする。	使用する様式は共通様式(ExcelファイルもしくはWordファイル)とする。
164	(資料-5)基本協定書(案)	3	8	第6条第2項	乙は、出資者について変更が生じる場合、当該変更前の出資者に、前項に定める株主間契約に関して、当該新出資者を当事者に含める旨の変更を行う。なお、この場合においては、乙は、当該変更後の出資者に、当該変更後の株主間契約の謄本を、変更後直ちに甲に提出する。	乙は、出資者について変更が生じる場合、前項に定める株主間契約に関して、当該新出資者を当事者に含める旨の変更を行う。なお、これに限らず株主間契約を変更した場合においては、乙は、当該変更後の株主間契約の謄本を、変更後直ちに甲に提出する。
165	(資料-5)基本協定書(案)	5	16	第13条第2項	第7条第4項第四号の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、乙及び丙は連帯して、甲の請求に基づき、前項に規定する契約金額の100分の10に相当する金額に加えて、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。	前項における第7条第4項第四号の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、乙及び丙は連帯して、甲の請求に基づき、前項に規定する契約金額の100分の10に相当する金額に加えて、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
166	(資料-5)基本協定書(案)	5	25	第13条第2項第3号	第7条第4項第四号に該当する場合であって、同項第一号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。	第7条第4項第一号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
167	(資料-5)基本協定書(案)	5	27	第13条第2項第4号	第7条第4項第四号に該当する場合であって、乙又は丙のいずれかが中部地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為を行ったとき。	乙又は丙のいずれかが中部地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為を行ったとき。